

# 富士見市自治基本条例の 見直しに関する提言書

令和4年11月22日

富士見市市民参加及び協働推進委員会

## 目次

◆ 提言にあたって	1
富士見市市民参加及び協働推進委員会委員長 横山 博	
1 はじめに	2
2 推進委員会における検討	3
3 富士見市自治基本条例の運用改善に向けた提言	4
前 文「基本理念」	4
第1章「総則」	4
第2章「基本原則」	5
第3章「市民の権利及び責務」	5
第4章「市議会、市等の責務」	6
第5章「市民参加及び協働のまちづくりの推進」	7
第6章「市政運営」	9
第7章「条例の位置付け」	10
第8章「雑則」	10
4 推進委員会としてのまとめ	11
5 附属資料	12
(1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例	12
(2) 富士見市市民参加及び協働推進委員会名簿	14
(3) 富士見市市民参加及び協働推進委員会開催状況	15
(4) 自治基本条例等に関する調査結果	16

## ◆ 提言にあたって

富士見市市民参加及び協働推進委員会委員長 横山 博

平成16年に施行された「富士見市自治基本条例」は、市民参加と協働を基調とした、本市における自治の推進に向けての、普遍的な基本原則等を明文化していますが、この条例が、社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているかについて、5年を超えない期間ごとに見直しを行い、必要な措置を講ずることとしています。

今回の見直しにあたっては、主として、①市民参加と協働の取組みと運用、②各条項の内容が社会情勢の変化に対応しているか、③条例の構成や表記の3点について、検討を行いました。

また、条例の基本理念や趣旨をわかりやすく周知する観点から、解説等についても併せて検討を行いました。

本委員会としては、条例の条文については、特に修正及び変更の必要はないとしましたが、条例の趣旨等を広く理解していただくためには、解説における表現の修正や市の取組み事例の追加等を行うとともに、市政情報の発信方法等について、工夫する必要があるという結論としました。

富士見市市民参加及び協働推進委員会にてまとめた本提言書が、自治基本条例の適正な運用と、以って、市民の知恵を活かした豊かな自治の推進に寄与することを期待します。

# 1 はじめに

---

市民参加と協働を基調とした富士見市自治基本条例（平成16年4月1日施行）は、富士見市における自治の推進に向けた基本原則等を明文化したもので、普遍的な事項を規定しています。条例は社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているかどうか、5年を超えない期間ごとに見直しを行うこととしており（第28条）、これまで、平成20年度、25年度、及び30年度において見直しの検討を行いました。

## ■ 平成20年度

「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）」において、「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を提出しました。

提言としては、「地域自治の理念が適切に表現されている」ということで、特に修正及び変更はないという結論としましたが、理念条例として総合性はあるものの具体的な制度、手続き、手法、運用について課題もありました。

市ではこの提言書により課題を洗い出し、改善を行いました。

## ■ 平成25年度

平成25年6月に、市民懇談会の所掌事務を引き継ぎ、附属機関として平成25年6月に「富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を新たに設置し、「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を提出しました。

提言では、市民自治の確立に向けた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されているということで、条例自体の修正及び変更の必要はないという結論としました。

## ■ 平成30年度

推進委員会において、「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を提出しました。

提言では、条例本文については、市民参加・協働を基調とした基本的理念について適切に表現されていることから、特に修正及び変更の必要はないという結論としました。

なお、解説については、市民に向けてわかりやすく周知・啓発していくため、修正の必要があるという結論としました。

## 2 推進委員会における検討

---

推進委員会は、市民団体の代表7名、公募委員の市民3名の合計10名で構成されており、令和4年5月から11月までの間、5回の会議を開催しました。

会議では、①現行の条文の施策が機能しているか、②社会情勢の変化に伴い新たな施策を盛り込む必要はないか、③条例の構成や表記等の不備がないか、の3つの観点から、見直しの必要性について検討を進めました。

また、平成30年度に提言された「わかりやすい周知・啓発」についても、社会情勢の変化への対応を図るため、解説、特に事例の引用等も併せて検討を行いました。

なお、検討にあたり、人口が本市と同規模程度の10万人以上20万人未満で、自治基本条例を制定している、1都3県（埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県）中13市における条例の一部改正及び各条項で規定された内容の比較も行いました。

## **3 富士見市自治基本条例の運用改善に向けた提言**

---

### **■ 前文 基本理念**

富士見市自治基本条例は、本市の自治の基本を定める条例であり、前文を設けています。推進委員会では、第6次基本構想で使われたキーワードを前文に加えたかどうかという意見がありましたが、前文は、条例制定の背景、目標や基本理念を強く宣言するという趣旨であることを鑑み、改正の必要はないという結論としました。

### **■ 第1章 総則**

#### **第2条「定義」**

第1号「市民」に定義された「その他の団体」について、法人格を持たない団体の範囲について検討を行いました。

推進委員会としては、市民参加や協働の様々な場面において、市内で活動する団体との連携も必要である観点から、解説において、町会やボランティア団体等、幅広い団体を定めていることを鑑み、改正の必要はないという結論としました。

ただし、解説に具体的な事例も加える等、わかりやすい表記をお願いします。

## ■ 第2章 基本原則

### 第3条「情報の共有原則」

### 第4条「市民参加原則」

### 第5条「協働原則」

富士見市自治基本条例に定める基本原則は、それぞれ条を独立させる構成としておりますが、推進委員会では、規定内容等について、他自治体との比較を中心に検討を行いました。

規定内容については、他自治体との差異は見られませんでした。自治体の中には、原則等について一つの条にまとめている例がありました。推進委員会としては、本市の規定はわかりやすくかつシンプルであることから、改正の必要はないという結論としました。

## ■ 第3章 市民の権利及び責務

### 第7条「市民の責務」

第2項「自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。」については、まちづくりには、様々な人が持つ技術や能力をいかに活かすかが大事であることから非常によいことが書かれています。

推進委員会としては、改正の必要はないという結論としますが、市民の皆様への周知を図るために、解説に具体的な事例も加える等、わかりやすい表記をお願いします。

## ■ 第4章 市議会、市等の責務

### 第8条「市議会の責務」

本市では平成23年に富士見市議会基本条例を施行していますが、他自治体では自治基本条例中に市議会議員の責務等を規定しているところも見られることから、そのような構成でもよかったのではないかという意見がありました。

また、富士見市議会基本条例では、市民への情報発信について強く表現しており、実際に市議会では様々な情報発信が行われているため、富士見市自治基本条例の市議会の責務として追加してもよいのではないかという意見もありました。

推進委員会では、市民の負託に的確に応える議会運営を行い、市民福祉の向上と、持続的な市勢の発展に寄与することを目的として議員立法で制定された「富士見市議会基本条例」を尊重し、富士見市自治基本条例では市議会に関する事項は基本的な内容に留め、詳細については富士見市議会基本条例で規定するという、現行の体系を維持するという結論としました。

### 第9条「市の責務」

### 第10条「市長の責務」

本市も含め、多くの自治体では、市と市長の責務をそれぞれ別に規定していますが、市長の責務に関しては、市に含めてもよいのではといった意見がありました。

推進委員会では、市は「機関」として、市長は「最高責任者」といしての役割を明確にする必要がある意図を鑑み、改正の必要はないという結論としました。



## **第 1 1 条「市職員の責務」**

第 1 1 条第 1 項において、「市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し」とありますが、市外に居住する職員も存在するため、このような規定でよいのかという意見がありました。

推進委員会では、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する市民の定義には「市内に在勤」する個人も含まれ、また、市職員は市内在住の有無にかかわらず、地域の一員として協働によるまちづくりを推進する自覚を持つよう努めるとする考え方は変更すべきでないため、改正の必要はないという結論としました。

ただし、特に市職員には、その責務について理解を深めていただきたいので、解説に具体的な事例も加える等、わかりやすい表記をお願いします。

## **■ 第 5 章 市民参加及び協働のまちづくりの推進**

### **第 1 2 条「市民参加手続」**

市民参加手続は、第 1 項において「重要な施策」の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において実施することを定めているとともに、具体的内容等は規則へ委任する規定としています。

推進委員会では、条例に規定した方がよいのではという意見がありましたが、重要な施策に該当する事項は、その時点における社会情勢等も考慮する必要があることから、普遍的な内容を定める条例ではなく、規則にて柔軟に対応する方が、より市民参加の機会の拡充が図れるため、改正の必要はないという結論としました。

また、市民参加手続の方法についても、同様の意見がありましたが、多くの市民が参加できる手法についても柔軟に対応できることから、改正の必要はないという結論としました。

### **第 1 3 条「市民意見提出手続」**

「市民意見提出手続」を「パブリックコメント」に変更したらどうかといった意見がありました。

推進委員会では、条例を施行した平成 1 6 年当時に閣議決定された「意見提出手続」を条文化したものであり、国の法制化以前から導入している先進性と併せ、一定の認知がされているという富士見市の独自性も鑑み、改正の必要はないという結論としました。

### **第 1 4 条「審議会等への参加」**

他自治体の条例においては、男女の均衡について記載している例が見受けられ、本条例との比較を行いました。

推進委員会では、市民参加によるまちづくりを進めるためには、公募による選任の規定のみでよいため、改正の必要はないという結論としました。

なお、多くの市民参加を促すためには、WEB 会議の導入等、市民の置かれている実情に合った手法の検討も必要であることから、解説等における内容の充実をお願いします。

### **第 1 5 条「市民参加及び協働の推進」**

#### **第 1 6 条「富士見市市民参加及び協働推進委員会」**

第 1 5 条第 2 項に規定する本市の市民参加・協働の推進のための体制整備の具体的な内容として、第 1 6 条において推進委員会を規定しています。

他自治体においては、条例の進捗状況等について確認等を行う附属機関を設置している例もありますが、本市では、市民と協働により実施する「協働事業提案制度」の審査等、市民参加・協働によるまちづくりの推進を、市民自らも行っている独自性を推進委員会では大きく評価し、改正の必要はないという結論としました。

## ■ 第6章 市政運営

### 第22条「個人情報の保護」

個人情報の保護に関する法律においては、個人情報の保護と活用について規定されていることから、条例においても保護のみでなく、活用について規定すべきではという意見がありました。

推進委員会では、富士見市自治基本条例における「個人情報の保護」については、市民参加と協働という本市の自治の基本を定める条例であり、市民の能力をまちづくりに活かすための保護に重点を置く規定としていることを鑑み、改正の必要はないという結論としました。

なお、個人情報の活用については、今後予定されている富士見市個人情報保護条例の改正を注視し、必要な解説の修正、わかりやすい運用等の検討をお願いします。

### 第24条「市民投票制度の活用」

「市民投票制度の活用に努めなければならない」を「することができる」といった、可能規定でもよいのではといった意見がありました。

富士見市は、いわゆる住民投票の制度について、常設の条例（富士見市市民投票条例）を制定しており、市政運営上の重要事項に係る意思決定における活用については、新たに条例を制定することもなく、柔軟に対応できる準備が整っています。

推進委員会ではこの点を評価し、改正の必要はないという結論としました。

### 第26条「健全な財政運営」

他自治体の条例と比較すると、中長期的財政計画の策定について規定している点は、富士見市の独自性と評価します。

推進委員会では、改正の必要はないという結論としましたが、「富士見市健全な財政運営に関する条例」の内容を踏まえ、解説の充実をお願いします。

## ■ 第7章 条例の位置付け

### 第27条「条例の位置付け」

推進委員会では、他自治体のように、①市の自治の最高規範であることと、②他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合への整合性について、項を分けたらどうかといった意見がありました。

富士見市自治基本条例は、市民参加及び協働を基調とした自治を推進するための基本事項について定めたものであり、特に、最高規範といった内容を定めるものでないことを鑑み、改正の必要はないという結論としました。

ただし、この考えを解説でわかりやすく、内容を充実させるよう修正をお願いします。

## ■ 第8章 雑則

この章については、見直すべき項目は特段ありませんでした。

## 4 推進委員会としてのまとめ

---

令和4年度に、推進委員会は条例の見直し検討を行いました。

結果、条例は市民主体のまちづくりを進めるうえで必要な基本事項が規定されており、また、規則等への委任等、社会情勢の変化にも柔軟な対応も可能とされていることから、現時点における改正の必要はないという結論に至りました。

しかしながら、市民参加と協働による自治の推進という、本市まちづくりの基本を本条例により規定していることを勘案すると、条例の各条項の考え方や、その趣旨を広く理解していただくことが重要であることから、過去の経緯も含め、解説のよりわかりやすい修正をお願いします。

また、市政に関する情報の市民への発信について、現在は広報をはじめ、最近では、SNSの活用等、様々な手法による提供に努められていますが、一方では関心のない市民が存在することも事実です。

市民一人ひとりの知恵と力を活かしたまちづくりを進めるために、どのような仕組みを整える必要があるのか、今後も協議・検討を継続していただきたく、推進委員会としてのまとめとします。

## 5 附属資料

---

### (1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例

平成25年6月27日

条例第20号

改正 令和2年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第16条第2項の規定に基づき、富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、市長の求めに応じ、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に関する事項について調査及び検討を行い、市長に提言する。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び市民活動に関係する団体が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 推進委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例42・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市自治基本条例の一部改正)

2 富士見市自治基本条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和2年12月22日条例第42号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## (2) 富士見市市民参加及び協働推進委員会委員名簿

任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日

※委員の任期：令和4年1月1日から令和5年6月30日

役職	氏名	所属団体分野等
委員長	横山 博	地域コミュニティ関係団体 (富士見市町会長連合会)
副委員長	朝賀 康義	公募市民
委員	小池 幸枝	男女共同参画関係団体 (富士見市男女共同参画推進会議)
委員	高野 路子	青少年・子ども健全育成関係団体 (富士見市青少年育成市民会議)
委員	佐藤 富美 ※	生涯学習関係団体 (富士見市市民人材バンク推進員の会)
委員	鈴山 将史	市民ボランティア関係団体 (富士見市ボランティアセンター職員)
委員	児玉 大和	市民ボランティア関係団体 (淑徳大学(大学生))
委員	馬場 香澄	産業関係団体 (富士見市商工会)
委員	小森 和雄	公募市民
委員	東海林 尚文	公募市民



### (3) 富士見市市民参加及び協働推進委員会開催状況

	開催日	内容
第1回	令和4年5月18日(水)	(1) 令和3年度市民参加・協働に関する取組み調査結果報告 (2) 富士見市協働事業提案制度について (3) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・条例見直し検討作業の説明
第2回	令和4年7月12日(火)	(1) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・協議(前文、第1条～第11条)
第3回	令和4年8月9日(火)	(1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・協議(第12条～第29条)
第4回	令和4年9月21日(水)	(1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・意見の整理、見解のまとめ
第5回	令和4年11月18日(金)	(1) 富士見市協働事業提案制度 市民提案型協働事業プレゼンテーションによる選考について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・提言書(案)について (3) 富士見市協働事業提案制度の見直しについて
—	令和4年11月22日(火)	提言書を市長へ提出

## (4) 自治基本条例等に関する調査結果

### 1. 調査した自治体

#### (1) 抽出条件

- ①自治基本条例を制定している
- ②人口が、100,000人以上 200,000人未満である
- ③埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県自治体である

#### (2) 自治体一覧

No.	自治体名	都県名	条例名	条例施行年	人口
1	新座市	埼玉県	新座市自治憲章条例	平成18年	165,779人
2	熊谷市	埼玉県	熊谷市自治基本条例	平成19年	194,294人
3	三郷市	埼玉県	三郷市自治基本条例	平成21年	142,666人
4	久喜市	埼玉県	久喜市自治基本条例	平成23年	151,266人
5	鴻巣市	埼玉県	鴻巣市自治基本条例	平成24年	117,786人
6	ふじみ野市	埼玉県	ふじみ野市自治基本条例	平成26年	114,253人
7	戸田市	埼玉県	戸田市自治基本条例	平成26年	141,528人
8	多摩市	東京都	多摩市自治基本条例	平成16年	147,707人
9	三鷹市	東京都	三鷹市自治基本条例	平成18年	190,591人
10	小平市	東京都	小平市自治基本条例	平成21年	195,488人
11	武蔵野市	東京都	武蔵野市自治基本条例	令和2年	148,339人
12	海老名市	神奈川県	海老名市自治基本条例	平成19年	138,651人
13	小田原市	神奈川県	小田原市自治基本条例	平成24年	187,680人

### 2. 条例施行後に一部改正がある自治体

都県名	条例の名称	条例施行日	追加	変更	削除
埼玉県	熊谷市自治基本条例	平成19年10月1日	○		
東京都	多摩市自治基本条例	平成16年8月1日	○	○	
東京都	三鷹市自治基本条例	平成18年4月1日		○	○

### 3. 条項及び条文の追加

#### (1) 熊谷市自治基本条例

内容	(基本構想の策定等) 第15条の2 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。 2 市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。
経緯	平成23年5月の地方自治法改正により基本構想の策定義務がなくなったが、第2次熊谷市総合振興計画策定にあたり、基本構想の策定については、議決を取るべきと判断したため。
施行日	平成29年6月26日

#### (2) 多摩市自治基本条例

内容	(市議会の設置) 第8条第2項 市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例（平成22年多摩市条例第4号）を定めます。 附 則 (施行日) 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において多摩市議会規則で定める日から施行します。（平成22年議会規則第1号で平成22年9月8日から施行）
経緯	平成22年9月8日に多摩市議会基本条例が施行されたため
施行日	平成22年9月8日

### 4. 条項及び条文の変更

#### (1) 多摩市自治基本条例

変更前	(定義) 第3条第1項第3号 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
変更後	市の執行機関 市長、 <u>下水道事業管理者</u> 、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
経緯	組織改正により下水道事業管理者が設置されたため
施行日	平成29年4月1日

## (2) 三鷹市自治基本条例

変更前	(補佐職の設置等) 第11条第1項 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。
変更後	市長は、 <u>副市長等</u> の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。
経緯	地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため
施行日	平成19年4月1日

## 5. 条項及び条文の削除

### (1) 三鷹市自治基本条例

内容	(補佐職の設置等) 第11条第2項 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。
経緯	地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため
施行日	平成19年4月1日